



第4回協議会の様子

第四回 合併協議会が開催

第四回上北町・東北町合併協議会が七月二十三日、上北町役場三階大会議室で開催されました。

今回の協議会では、報告案件一件、協議案件六件、計七件が案件として協議されました。

その中で、継続協議となっている、「新町の名称について」、「新町の事務所の位置について」は、第三回の協議会以降、二町の六者（町長、正副議長、正副特別委員長、上北町合併研究会会長・東北町合併推進会議座長、合計十二名）による協議が行われていて、今回の会議で、竹内会長（上北町長）からこれまでの経緯の報告があり、「新町は分庁方式とする」ことなどの一定の方向性が示されました。

この二件の継続案件は、引き続き六者による協議に委ねられ、今回の協議会に提示することになりました。

その他の報告案件、協議案件については、各委員から積極的な意見がだされ、一件が承認、四件が確認されました。

第 四 回 協 議 会

報告案件一件、協議案件六件、計七件
承認一件、確認四件、継続二件

協議された内容は次のとおりです。

報 告 事 項

○協議第八号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて **承認**

協議会の平成十六年度上北町・東北町合併協議会補正予算を専決処分したことについて報告されました。

歳入歳出の総額に四百万円を追加し、二千六百万一千円となりました。

協 議 事 項

○協議第五号 新町の名称について (協定項目三) **継続**

「新町の名称については、協議会委員より候補名を提案してもらい、協議会での協議により決定する」と提案されましたが、継続協議となりました。

○協議第六号 新町の事務所の位置について (協定項目四) **継続**

一、新町の事務所の位置は、上北郡○○町○○番地□□(現在の○○町役場)とする。

二、現在の○○役場は、支所とし、○○庁舎と称する。

三、庁舎の配置方式は、分庁方式とする。」と提案されましたが、継続協議となりました。

○協議第十五号 慣行の取扱いについて (協定項目十六) **確認**

一、町章、町民憲章、町の木・町の花等については、合併後新町において新たに制定する。

二、表彰制度については、合併後新町において調整する。

三、名誉町民については、合併後新町において調整する。

する。ただし、現在の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。

四、町民歌、音頭、宣言等については、合併後新町において調整する。」と提案され原案どおり確認されました。

新設合併の場合、現在の町は消滅するため、各町で制定されている町章や町民憲章等は失効します。

町章、町民憲章、町の木花等は新町のシンボルとなることから、できるだけ早く統一することが望ましいのですが、地域にとつて愛着の深いものですから、十分検討する必要があります。



○協議第十六号 公共的団体の取扱いについて (協定項目十七) **確認**

「公共的団体等については新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。

(一) 各町共通の団体については、合併時に再編できるように調整する。

(二) 町独自の団体については、原則として現行どおりとする。」と提案され原案どおり確認されました。

2 町 の 主 な 慣 行

項目	上 北 町	東 北 町
町 章	 <p>「上北」の2文字を図案化したものであるが、小川原湖が高瀬川放水路によって太平洋と結ばれている姿であり、地の利と天の恵みを仰いで大空に両拳をかざし立つ、たくましき力は限りなき発展を表し、円は融和と平和を象徴している。</p>	 <p>昭和41年8月26日制定 東北町の「と」を飛鳥形意匠に象化、町勢将来の発展と町民相互の信頼、融和、協力、団結を表現している。</p>
木、花、鳥、色	<p>昭和52年8月13日制定 町の木：「銀杏」 町の花：「三色堇」</p>	<p>昭和53年3月17日制定 町の木：「甲地赤松」 町の鳥：「やまどり」 町の花：「山つつじ」 町の色：「みどり」</p>
名 誉 町 民	○森 田 重次郎 氏	○浅 葉 知 義 氏
町 民 等 歌	<p>上北町町民歌：昭和33年9月1日制定 小川原湖音頭：〃 上北町音頭：昭和62年8月27日制定</p>	<p>東北町民の歌：昭和41年8月26日制定 東北町小唄：〃 東北町音頭：昭和53年11月1日 あいさつの町：昭和60年3月20日議決</p>



積極的に意見が交わされた

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の社会文化スポーツ団体等、公共的な活動を行う組織を指し、市町村の合併に関する法律（合併特例法）では、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」と規定があります。

現在、二町の公共的団体等は、共通の団体及び同様の目的をもった団体がほとんどで、合併の一体性の確立の観点から、統合・再編に向けて調整をしなければなりません。

地方自治体は、公益上、必要がある場合には各種団体に対して補助金を交付するなどの財政支援を行っています。

現在、二町では、各種団体の趣旨や目的に応じて補助金を交付していますが、合併に伴い、従来行ってきた補助金制度の内容と、これから建設していく新町の振興策等の関わりや、新町の財政状況などの実情を把握し、調整を図る必要があります。

「従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。」と提案され、原案どおり確認されました。

○協議第十七号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
(協定項目十八) 確認

ただ、地域の実情等を考慮しなければなりませんので、直ちに統合・再編とはならないため、関係機関と十分協議していかねばなりません。

また、政策的若しくは地域の特殊性による独自の団体については、設立経緯、活動内容等を配慮し、新町において均衡が保てるよう調整していきます。

消防団は、消防署とは違い、日頃は各自それぞれの仕事に従事し、火災や水害など、いざ災害発生の際には率先して出動するボランティアの集団です。

二町の消防団は、地域住民の生命と財産を守るため、訓練や地域行事の手助けを行っており、新町においても、その責務は重要でありますので、適正な組織体制を検討、再編していきます。

「二、二町の消防団は、合併時に統合し、消防団については、新町に引き継ぐものとする。」

二、分団等の組織については、当面現行のとおりとし、新町において適正な組織体制について検討し再編する。

三、消防団員の報酬及び手当については、合併時までに調整する。

四、消防団員への被服等の貸与については、合併時までに調整する。」と提案され原案どおり確認されました。

○協議第十八号 消防団の取扱いについて
(協定項目十八) 確認

「二、二町の消防団は、合併時に統合し、消防団については、新町に引き継ぐものとする。」

二、分団等の組織については、当面現行のとおりとし、新町において適正な組織体制について検討し再編する。

三、消防団員の報酬及び手当については、合併時までに調整する。

四、消防団員への被服等の貸与については、合併時までに調整する。」と提案され原案どおり確認されました。

2町の消防団の概要

項目	上北町	東北町
名称	上北町消防団	東北町消防団
分団数	11分団	8分団
定員	140人	180人
現員	133人	171人
階級	団長	1人
	副団長	2人
	分団長	11人
	副分団長	10人
	部長	11人
	班長	10人
	団員	88人
団員等年齢	幹部団員（部長から）65歳 幹部団員以下 18歳～60歳	幹部団員（班長から）65歳 幹部団員以下 18歳～60歳

2町の補助金、交付金の概要(H16年度)

区分	上北町		東北町	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
総務関係	13	10,309	17	21,775
民生関係	24	86,897	21	30,279
農林水産関係	36	45,711	35	69,295
商工観光関係	4	20,300	8	21,301
教育関係	32	14,034	33	39,417
合計	109	177,251	114	182,067

上北町・東北町合併協議会協定項目一覧

項目区分	整理番号	協 定 項 目	提 案	確 認
基 本 目	1	合併の方式	第 2 回	第 2 回
	2	合併の期日	第 2 回	第 2 回
	3	新町の名称	第 2 回	継続協議
	4	新町の事務所の位置		
	5	財産及び債務の取扱い	第 3 回	第 3 回
合併特 例法に 例項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い		
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第 3 回	継続協議
	8	地方税の取扱い	第 3 回	第 3 回
	9	一般職の職員の身分の取扱い	第 3 回	第 3 回
	10	地域審議会に関する事		
	11	事務組織及び機構の取扱い	第 3 回	第 3 回
	12	特別職の身分の取扱い	第 3 回	第 3 回
	13	一部事務組合等の取扱い	第 3 回	第 3 回
	14	条例、規則等の取扱い	第 3 回	第 3 回
	その他 要 目	15	使用料、手数料の取扱い	
16		慣行の取扱い	第 4 回	第 4 回
17		公共的団体等の取扱い	第 4 回	第 4 回
18		各種団体等への補助金、交付金等の取扱い	第 4 回	第 4 回
19		町名、字名の取扱い		
20		行政区名の取扱い		
21		国民健康保険事業の取扱い		
22		介護保険事業の取扱い		
23		消防団の取扱い	第 4 回	第 4 回
24		電算システムの取扱い		
25		各種事務事業の取扱い		
1)		女性政策事業		
2)		姉妹都市・国際交流事業		
3)		情報公聴関係事業		
4)		納税関係事業		
5)		消防防災関係事業		
6)		交通安全関係事業		
7)		窓口業務		
8)		保健衛生事業		
9)		障害者福祉事業		
10)		高齢者福祉事業		
11)		児童福祉事業		
12)		保育事業		
13)		その他の福祉事業		
14)		健康づくり事業		
15)		環境衛生対策事業		
16)		農林水産関係事業		
17)		商工・観光関係事業		
18)		建設関係事業		
19)		上・下水道事業		
20)		町立学校の通学区域		
21)		学校教育事業		
22)		社会教育事業		
23)	その他の事業			
新町建 設計画	26	新町建設計画に関する事		

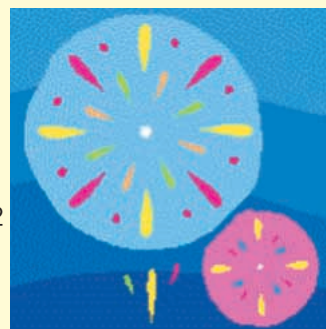
第 1 回協議会 4 月 2 1 日 (水)
 第 2 回協議会 5 月 1 9 日 (水)
 第 3 回協議会 6 月 4 日 (金)
 第 4 回協議会 7 月 2 3 日 (金)

協議会からのお知らせ

- 今後の協議会の開催予定
 第 5 回協議会日程は現在調整中です。
 決まり次第、ホームページに掲載します。
 また、合併事務局、各町の合併担当課
 にお気軽にお問い合わせ下さい。
- 協議会は傍聴できます。
 原則としてどなたでも傍聴できますが、
 開始15分前までに受付をお願いします。
- 会議録、会議資料は閲覧できます。
 合併協議会の会議録(写)及び会議に
 提出された資料は閲覧できます。
 閲覧場所
 ・上北町役場企画課
 ・東北町役場企画課
 ・上北町・東北町合併協議会事務局
 閲覧時間
 午前 8 時30分から午後 4 時30分
 (役場閉庁日は除く)
- 合併協議会のホームページを開設し
 ています。協議会の概要・状況、会議
 録等の閲覧、みなさんからのご意見
 をお待ちしております。
[http://www.kamikita.net.pref.
 aomori.jp/~gappei/](http://www.kamikita.net.pref.aomori.jp/~gappei/)
 e-mail:gappei@kamikita.net.pref.aomori.jp

編集・発行 上北町・東北町合併協議会事務局

〒039-2492
 青森県上北郡上北町中央南四丁目32-484
 (上北町役場内)
 TEL
 0176-58-2661
 FAX
 0176-58-2662



あとがき

アテネオリンピックが始まります。
 テレビの前で、がんばれ！ニッポン！
 協議会だよりを見て、
 がんばれ！ガッペイ！